

第二期長崎県立高等学校改革基本方針

平成 2 1 年 3 月

長 崎 県 教 育 委 員 会

目 次

第二期長崎県立高等学校改革基本方針の策定について	1
第Ⅰ章 今後の県立高等学校改革の方向性	
1 時代の要請や社会の変化、生徒の多様化への対応	2
2 生徒の資質・能力の向上を図る諸制度の整備	3
3 少子化に伴う生徒減少への対応	3
4 今後の県立高等学校改革が目指すもの	4
第Ⅱ章 制度・システムの改編等	
1 これまでに導入した教育制度・システム等	8
2 学科やコースの今後の在り方	10
第Ⅲ章 県立高等学校の再編整備	
1 今後の全日制高等学校の再編整備の進め方	14
2 学校規模の適正化	15
3 学校の適正な配置	15
4 再編整備の進め方	17
5 定時制・通信制課程の再編整備	17
《関連資料》	18

第二期長崎県立高等学校改革基本方針の策定について

第二期長崎県立高等学校改革基本方針は、平成13年2月に策定した長崎県立高等学校改革基本方針（以下「第一期基本方針」という。）により第1次から4次にわたる実施計画で進めた具体的施策の検証を中心に議論された、第二期長崎県高校改革推進会議の答申「時代の要請や社会の変化に対応した高校改革の推進及び生徒減少期における適正配置について」（平成20年10月21日）を踏まえ策定するものである。

第二期基本方針は、時代の要請や社会の変化、少子化による生徒数の長期的な減少など、本県高等学校教育を取り巻く環境の変化や諸課題に対応するとともに、21世紀を切り拓き本県の将来を築く人づくりを担う高等学校づくりをこれまで以上に推進するため、今後の県立高等学校教育の改革や適正配置等に関する県教育委員会としての基本的な考え方を示したものである。

この基本方針の内容は、

第Ⅰ章 今後の県立高等学校改革の方向性

第Ⅱ章 制度・システムの改編等

第Ⅲ章 県立高等学校の再編整備

から構成されており、計画期間は、2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）までの10年間とする。

第1章 今後の県立高等学校改革の方向性

1 時代の要請や社会の変化、生徒の多様化への対応

国際化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、生徒や保護者の価値観やライフスタイル、学校教育に対する考え方が多様化している。

また、本県の中学校卒業生数が長期的に減少していく中で、高等学校等への進学率は上昇し続け、平成20年度は過去最高の98.7%([図表A])に達し、生徒の学習要望や進路希望も多様化している。

県教育委員会としては、このような社会情勢の変化を考慮しながら、より一層魅力と活力ある高等学校づくりを推進していく必要がある。

(1) 今後の社会で活躍できる人材の育成

県教育委員会としては、第一期基本方針のもと、生徒の多様化・個性化、社会の変化等に対応するため、教育内容の改善・充実を図るとともに、学習ニーズに応じた生徒の主体的な選択を促すため、離島留学制度の創設、中高一貫教育の設置拡充、通学区域の拡大、総合選抜制度の廃止などの施策を実施するとともに、特色ある学校づくりや学科改編等大幅な教育改革を進めてきた。

これらの施策は、導入後十分時間が経過していないものもあることから、今後も検証を行い制度・システムの充実・発展に努め、生徒の資質・能力をさらに伸ばし、21世紀の社会で活躍できる有為な人材を育成する特色ある学校づくりに努める必要がある。

(2) 高等学校卒業後の進路の多様化

平成20年3月に本県の公立高等学校を卒業した生徒の進路状況([図表B])は、大学・短大等への進学者が4,405人(卒業生総数に対して39.9%)、専修学校などの教育訓練機関等への入学者が2,502人(同22.6%)、就職者が3,645人(同33.0%)などとなっている。

近年の全体的な傾向としては、大学・短大等への進学が4割、就職が3割前後で推移している。大学・短大等への進学率は普通科高等学校のみならず専門学科でも増加する傾向があり、進学希望者への指導を更に充実することが必要である。

一方、就職では、製造業、サービス業、卸売・小売業販売の順に就職者が多い傾向は変わらないが、専門教育で得た知識や技能を生かせる就職先に合致しないという状況もみられる。

このように、多様化する進路希望に対応していくためにも、特に専門高等学校や総合学科校ではより高度な資格取得を推進するとともに、進学にも就職にも柔軟に対応できる指導態勢づくりを推進する必要がある。

(3) 幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた高等学校づくり

本県の公立高等学校入学後の進路変更・学業不振等による中途退学者数は、平成19年度において全日制課程で428人、定時制課程で148人であった(【図表D】)。そのうち、1年生での中途退学者数は全体の半数以上を占めている。

このため、生徒が意欲的に学習や諸活動に取り組み、充実した高校生活を送れるよう、学習集団や教育課程の弾力的な編成、コース・類型の開設など、幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた学校づくりや、魅力ある教育活動の創意工夫を行う必要がある。

2 生徒の資質・能力の向上を図る諸制度の整備

第一期基本方針のもとで、豊かな人間性の涵養と個性や能力の伸長を目指して、中学生が自己の在り方・生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、新しいタイプの高等学校や個性の伸長を図る学科・コースの設置、多様な進路希望等に対応した教育課程の弾力的な編成、地域と連携した特色ある教育活動の展開など多様で柔軟な教育システムを高等学校に整備してきた。また、通学区域や総合選抜制度など高校入試に係る諸制度を抜本的に見直すとともに、中高一貫教育の導入などによって生徒・保護者に新たな学校選択肢と学びの場を提供してきた。

こうした施策の検証を踏まえ、より一層生徒の資質・能力の向上を図るため、これまでに導入した制度・システムの在り方について必要な修正を加えるとともに、教育成果の高いものについては拡充を検討する必要がある。

3 少子化に伴う生徒減少への対応

少子化対策として、これまで、第一期基本方針のもとで、第2次、第4次実施計画により11校の募集停止を実施してきた。少子化に伴う中学校卒業予定者数の減少は今後も続き、本県は全国・九州各県平均に比べ大きな減少率が予想される(【図表E】)。平成20年3月の本県中学校卒業生数は16,157人であったが、今後の10年間で約3,000人、率では18.7%減少し、県立高等学校で50学級程度を減じなければならないと見込まれる。

こうした状況の中で、従来の学校・学科等の枠組みのまま推移すれば、すべての学校の規模が縮小化することになる(【図表F】)。その場合、配置教員数の減によって開設科目数に制限が加わり生徒の多様な学習要望等に対応できにくくなることや、集団の中での切磋琢磨や相互啓発の機能が低下することなどが懸念される。また、充実した高校生活のための重要な要素となっている部活動の数を縮小せざるを得ないことになる。

このため、第二期基本方針のもとで引き続き学校規模の適正化と再編整備を通して、生徒にとって望ましい学習環境や活力ある教育環境を整え、高等学校としての教育水準の維持向上を図り教育効果を高める必要がある。

4 今後の県立高等学校改革が目指すもの

以上のような課題認識をもとに、

- ◎ 時代の要請や社会の変化に対応した教育内容の充実と特色ある高等学校づくり
- ◎ 幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた高等学校づくり
- ◎ 全県的視点に立った学校・学科の再編整備と適正配置による高等学校づくり

を一層進めることで、

- ☆ 自ら学び自らの能力を高めることができる創造性に富む人づくり
- ☆ 科学技術の高度化や情報通信社会の進展に対応できる人づくり
- ☆ 国際化した社会で活躍できる人づくり
- ☆ 住み良い豊かな郷土の発展や産業振興を担う人づくり

を目指し、県立高等学校に寄せられた県民の負託に応えることとする。

【図表A】長崎県内中学校卒業者の高等学校等進学率の推移

卒業年月	H12.3	H13.3	H14.3	H15.3	H16.3	H17.3	H18.3	H19.3	H20.3
中学校卒業生	20,955	19,698	19,556	18,572	18,029	17,180	16,386	16,335	16,157
高校等進学者	20,450	19,204	19,114	18,176	17,687	16,871	16,098	16,063	15,940
進 学 率	97.6%	97.5%	97.7%	97.9%	98.1%	98.2%	98.2%	98.3%	98.7%

【図表B】学科別の長崎県公立高等学校卒業後の状況（平成10年3月→平成20年3月）

学科	区分	卒業生数	進 学 者	教育訓練機関等入学者	就 職 者	無 業 者 等
普 通		8,878→5,822	52.5%→59.4%	24.5%→22.7%	16.5%→12.7%	6.5%→ 5.2%
農 業		952→ 777	6.4%→ 9.1%	19.4%→24.1%	68.4%→62.5%	5.8%→ 4.3%
工 業		1,533→1,349	5.9%→ 7.9%	11.4%→ 9.3%	79.4%→80.9%	3.3%→ 1.9%
商 業		2,521→1,248	12.8%→15.5%	20.1%→23.6%	59.5%→56.6%	7.6%→ 4.3%
水 産		146→ 169	11.6%→10.0%	13.0%→ 8.9%	73.3%→72.8%	2.1%→ 8.3%
家 庭		339→ 175	28.3%→35.4%	29.8%→42.9%	37.5%→18.3%	4.4%→ 3.4%
衛生看護		40→ 33	2.5%→ 3.0%	87.5%→84.9%	10.0%→12.1%	0.0%→ 0.0%
そ の 他		39→ 329	66.7%→75.7%	30.8%→14.9%	2.5%→ 3.9%	0.0%→ 5.5%
総合学科		— →1,148	— →21.8%	— →35.2%	— →39.1%	— →3.9%
合 計		14,448→11,050	36.5%→39.9%	22.2%→22.6%	35.2%→33.0%	6.1%→ 4.5%

(注) *進学者とは、大学・短大(別科を含む)、高等学校の専攻科、特別支援学校等の専攻科への進学者をいう。

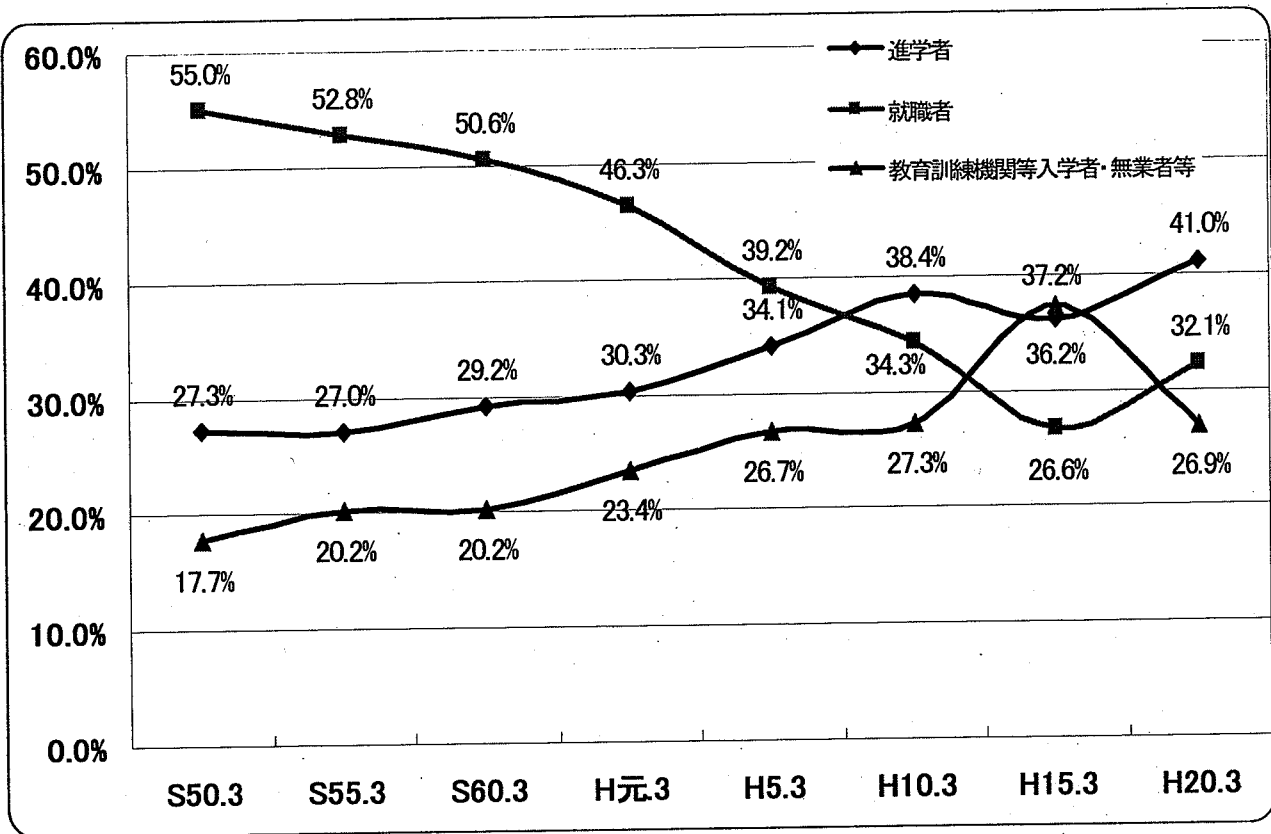
就職進学者を含む。

*教育訓練機関等入学者とは、専門学校、専修学校一般課程、各種学校、職能開発施設等への入学者をいう。

*その他は理数科、国際コミュニケーション科、情報科である。

*総合学科は、平成13年3月卒業生が初めての卒業生のため、平成10年3月の数値はない。

【図表C】長崎県公立高等学校進路別卒業生数の推移

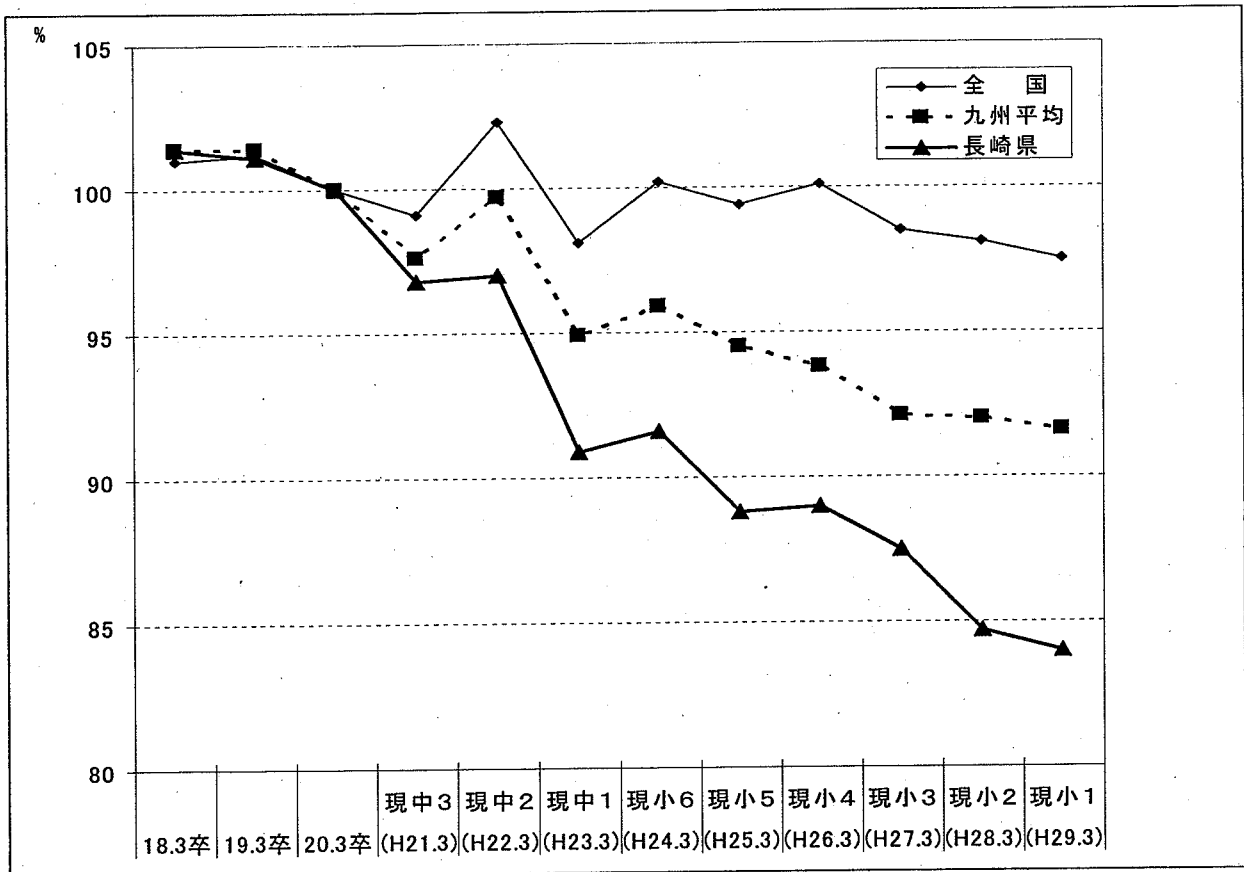


【図表D】平成19年度の長崎県公立高等学校中途退学者の状況

全日制課程					(参考)
1年	2年	3年	計	割合	全国割合
225人	152人	51人	428人	1.3%	1.6%

定時制課程						(参考)
1年	2年	3年	4年	計	割合	全国割合
91人	34人	15人	8人	148人	10.7%	13.8%

【図表E】 今後の長崎県内中学校卒業生数の推移（平成21年以降は見込み）



(注) *平成20年3月の中学校卒業生数を100とした場合の推移である。

【図表F】 学校規模別の現状と将来予測（長崎県公立全日制高等学校の本校及び分校）

※平成29年度予測は、中学校卒業生数の減少に対し、現状の学校数を維持したまま、単純に学級減を行った場合のシミュレーションである。

1学年の学級数	8学級	7学級	6学級	5学級	4学級	3学級	2学級	1学級
平成21年度	6校	9校	7校	10校	9校	5校	6校	4校



平成29年度予測	1校	7校	10校	8校	6校	11校	9校	3校
----------	----	----	-----	----	----	-----	----	----

(注) *1学級の1校減は、平成22年度から募集停止となる猶興館高等学校大島分校である。

第Ⅱ章 制度・システムの改編等

1 これまでに導入した教育制度・システム等

(1) 基本的な考え方

本県では高等学校等進学率が98%を越える中で生徒の多様化が進んでいることから、生徒の多様な能力・適性や学習要望、幅広い進路希望に対応できる教育を推進するために、主体的な選択を促す制度として、離島留学制度の導入、中高一貫教育の設置拡充、総合選抜制度の廃止と通学区域の拡大などの施策を推進してきた。平成23年度以降の10年間は、第一期基本方針のもとで進めてきたこれらの制度・システムについて必要な見直しを行いながら改善を図ることとする。

(2) 離島留学制度の成果と今後の在り方

① 離島留学制度の成果

本制度は「しま地区」のもつ教育資源を県内外の子どもたちの学びの場として提供し、特色ある教育課程を取り入れ、地域の活力の高揚と教育活動の一層の活性化を図る目的で導入した。

導入した各高等学校においては教育課程の工夫や、短期留学・国際交流事業への参加、研究機関との連携などにより、語学力の向上や競技力の向上に一定の成果が上がっている。

また、それぞれの高等学校で学んだ教育内容を更に高めるため、韓国や中国の大学へ留学した生徒もおり、将来的には国際的な交流の担い手としての期待も大きい。さらに、島外からの入学生も地域の行事や様々な活動への参加、ホストファミリーとの交流などを通じて成長を遂げ、地域の活性化へも貢献を果たしている。

② 離島留学制度の課題

各高等学校は、生徒募集のため、県内各地、福岡、大阪などにおいて説明会を開き、コースの目的や生徒の活動状況など広報活動に努めているが、島外からの留学生数は当初目標としていた実績には達していない。また、離島留学特別選抜が簡便な方法になっているところもあり、設置目的に見合う生徒の確保につながっていない面がある。

コースの教育内容を生かした進路実現については、外国語を中心として一定の成果が見られるが、歴史学・考古学、スポーツを生かした進路という点では未だ成果が薄い。さらに、島外からの留学生にとっては、親元を離れて環境の異なる「しま地区」での生活に適應することは学校生活の根本であるため、特に新入生時の生活面での指導やサポートは最も重要な課題である。

③ 離島留学制度の今後の在り方

本土部や他県からより多くの留学生を受け入れ、人的交流が図られるよう各高等学校において進路実績や活動実績など対外的にPRできる成果の積み上げに努め、なお一層広報活動の強化を推進する。併せて、設置目的に見合う生徒を確保していくため離島留学特別選抜の検査方法の改善を検討する。

また、今後も離島留学生在「しま地区」の生活に馴染み、安心して留学生活が送れるよう、保護者・学校・ホストファミリー・地元関係者で構成する離島留学運営委員会による協力体制を維持するとともにカウンセリング体制の更なる充実を図る。

ただし、今後の入学状況やコース卒業生の進路実績によっては、コースの在り方について検討を進める必要がある。

(3) 連携型中高一貫教育の成果と今後の在り方

① 連携型中高一貫教育の成果

平成13年度に導入した「宇久」、「奈留」、「小値賀」の3地区の連携型中高一貫教育において、連携する中学校から高等学校への進学率は高水準を維持しており、合同行事により地域活性化にも貢献している。また、連携型の特色である相互乗り入れ授業は、芸術などそれぞれの学校に配置されていない教科で専門教員による指導が可能になるなどその成果を上げている。さらに、3地区の高等学校における大学等への進学状況も良好であり、教育水準の維持・向上につながっている。

こうした状況を踏まえ、平成20年度から3地区ともに「小中一貫教育」を加えた本県独自の取り組みである「小中高一貫教育」を導入しており教育効果の高揚が図られている。

② 連携型中高一貫教育の課題

連携する高等学校へ学力試験によらない簡便な入試で入学できることから、入学を希望する中学生において学習意欲の低下が懸念され、その対応を検討する必要がある。

また、小中学校と高等学校が距離的に離れている学校間にあっては、相互乗り入れ授業での時間割調整や教員同士の打ち合わせなどの時間確保が難しい状況を改善する必要がある。

③ 連携型中高一貫教育の今後の在り方

連携校間の時間調整など物理的な問題の解決を図るとともに、中学生の学習意欲の向上が図れるような入学者選抜の改善等について検討する。また、特区認定を基にした特色ある教育課程についてその充実を図る。

(4) 併設型中高一貫教育の成果と今後の在り方

① 併設型中高一貫教育の成果

6年間の一貫した教育課程のもと計画的・系統的な教育活動が支持を集めており、県立中学校からの入学生と高校段階からの入学生が切磋琢磨する雰囲気醸成され、質の高い教育活動が展開されている。設置から5年目の現在、学力面をはじめ各分野で高い成果を上げているといえることができる。

なお、併設型中高一貫教育の導入が全国的に増加しており、九州内の他県においても同様の傾向にある。

② 併設型中高一貫教育の課題

今後、市町立中学校との人事交流の活発化や教科研修会の開催による教員の相互啓発などにより地域の学力向上にもつなげていく必要がある。

③ 併設型中高一貫教育の今後の在り方

平成16年度に設置した長崎東、佐世保北両県立中学校・高等学校の教育成果が高いことから、県央地区の諫早高等学校に県立中学校を設置することを公表したところである。

今後の設置拡充に当たっては、地元中学校への影響が懸念されることから、既設の2高等学校における教育成果や課題を踏まえながら、次の設置要件と併せて慎重に検討する必要がある。

ア 地域にできるだけ多くの児童が在籍していること。

イ 学校選択肢を拡大する観点から地域に複数の高等学校が設置されていること。

ウ 広範囲から多くの生徒が通学できる交通の利便性がよい地域であること。

(5) 通学区域拡大の成果と今後の在り方

① 通学区域拡大の成果

全日制普通科高等学校の通学区域の見直しにより、県内を7つの通学区域とした。これにより旧通学区域で区域外とされてきた地区からの入学が大幅に緩和され、中学生の主体的な学校選択幅の拡大が図られている。現行の制度でも生徒にとっては志願可能な学校が制限されているが、区域外からの志願者は少なく、各高等学校とも区域外入学者枠の7%以内に収まっている。

通学区域の見直しに伴い、生徒の学校選択肢が増え、各高等学校は生徒から選ばれる立場となった。このことは、各学校において教育内容の特色化や部活動の強化など特色ある学校づくりを推進する契機となり、積極的な情報公開や広報活動に努めるなど、学校の活性化につながっている。

② 通学区域の課題

平成15年度以降全国的に高等学校の通学区域を撤廃し、全県1区とする県が増え、平成20年度現在では、47都道府県中19県(約4割)が全県1区となっている。

こうした全国的な動きに対する今後の対応が課題である。

③ 通学区域の今後の在り方

全国的な全県1区への動きはあるが、本県の地理的な条件や交通手段の整備状況などから現行制度は妥当性の高いものと評価できる。

したがって、当面更なる通学区域の拡大は見合わせることとし、現行制度の定着に努めることとする。

2 学科やコースの今後の在り方

(1) 今後の方向性

時代の要請や社会の変化に対応するため各学科の教育内容を改善するとともに、生徒や学校の実態等に応じて柔軟な教育システムの導入や学科の更なる特色化を図り、生徒の資質・能力等を更に伸ばし、21世紀の社会で活躍できる人材の育成を推進していく必要がある。

専門学科高等学校においては、希望する職業資格や各種検定試験に向けての学習を通して、高度な専門的知識や技術を習得させるとともに、生徒の進路意識の高揚に取り組み、極めて高い実績を上げているが、更に地域との連携を深め、地域の産業が求める知識・技術の習得やインターンシップ（就業体験）の拡充を含めたキャリア教育の推進に努めることとする。

(2) 各学科の教育内容の改善と今後の改編

① 普通科

普通科では、普通教科・科目を中心に学習し、広く知識・教養を身に付けるとともに進学から就職まで多様な進路に対応した教育が行われている。

通学区域の拡大などに伴い、各学校は生徒の学習要望や進路希望等を踏まえて特色ある学校づくりを進めており、進路実績や部活動の実績の向上につながっている。

各学校の特色づくりを進める観点から、これまでに設置した普通科のコースについては、中学生の進学動向等を検証しながら、必要に応じ見直しを検討することとする。

なお、単位制高等学校などの教育システムの拡大や、体育・芸術など特色あるコース・類型の設置については、生徒・保護者のニーズや進路実績等を見極めながら慎重に検討する必要がある。

② 専門学科

(7) 農業に関する学科

経営能力と技術をもった農業後継者及び農業起業家を育成するとともに、成長著しい農業法人の人材需要にも応えることができるよう地域と連携した実践的な教育活動の展開を図る。

また、農業関連産業で活躍できる生徒の育成を目指すとともに、今日的な課題である食料問題や環境問題など、農業教育を取り巻く状況の変化等を踏まえた教育内容の改善を図る。

生活科学科や生活福祉科については、教育内容的に家政科や総合学科の設置系列と類似した部分があることから、周辺地域を含めた学校の状況や生徒の実態等も加味しながら、学科の特性を生かした発展的な改編についても検討する。

(4) 工業に関する学科

産業構造や就業状況等の変化を受けて、工業高校卒業生への人材ニーズは高まってきている。本県及びわが国の製造業（ものづくり）を支える実践的技術者の育成を図るとともに、高度な資格取得に向けたこれまでの取り組みを継続する。更に高度な技術者の育成を目指して、工業高等学校と工業高等専門学校・大学との接続にも対応できる体制の充実を図る。

工業高等学校の再編整備については、地域産業の状況や今後の企業誘致・進出など人材需要を見極めながら検討する。県全体の生徒数が減少していく状況にあるが、中学生の入学希望が多いことなどから、募集定員についてはできるだけ現状を維持するよう配慮していく。また、学科改編については、将来的な産業人材育成という観点から、必要に応じ見直しを検討する。

(ウ)商業に関する学科

商業教育については、「簿記・会計」、「情報処理」を中心としたビジネスの実践的教育を展開し、資格取得を目指した取り組みを通して人材育成を進めてきた。今後、新学習指導要領への設定が検討されている「商品開発」などの科目を通じて、起業家教育の基礎的な学習にも力を入れ、地域のニーズや、生徒の能力・適性、進路希望の多様化などに対応できる態勢づくりを進める。また、国際化に対応するため、語学教育の一層の充実を図る。

商業高等学校の再編整備については、各学校の教育機能の充実を図る一方で、地域の中学校卒業生数や志願動向等を総合的に判断しながら検討する。

(エ)水産に関する学科

水産業及び水産教育を取り巻く状況は大きく変化してきているが、本県の水産業・海運業等を支える人材育成の重要性から引き続き水産教育の振興を図る。

このため、水産教育の展開に当たっては、今後も関係機関と連携しながら、水産後継者や関連産業への進路希望に対応した教育の在り方を検討する。

(オ)家庭に関する学科

衣・食・住を基本に保育や介護など幅広い学習分野を2年次からのコースや類型などの選択制を採用して、生徒の学習要望や進路希望に対応した教育を行っている。

今後も生活関連産業の各分野で活躍できる人材育成を目指した取り組みを進める。

家政科と農業高等学校の生活科学科（生活福祉科）は教育内容で類似する部分があることなどから、家政科を置く高等学校の近隣に生活科学科（生活福祉科）や福祉・生活系列を有する総合学科が設置されている場合は、学科の特性を生かした発展的な改編について引き続き検討する。

(カ)看護に関する学科

地域や地元医療機関の准看護師養成課程への期待は大きく、それに応える人材育成の重要性から、継続した取り組みを行うこととする。

なお、現在看護師養成課程についての検討が進んでおり、准看護師制度に関する国の動向や、看護師養成施設のニーズ及び進路状況などを見極めながら、今後の本県高等学校における看護教育の在り方について必要に応じ検討していくこととする。

(キ)理数科

理数教育の重要性が見直され、新学習指導要領では小・中学校での理数教育の充実が図られることになった。これを受けて、理数分野で活躍できる人材育成のため、大学や研究機関等との連携を一層深めるとともに、学科の更なる特色化を検討する。

なお、理数科内の学力差に対応した指導方法の工夫や、教育内容の改善を図る必要がある。

(ク)国際コミュニケーション科、情報科、ビジネス・観光科

それぞれの学科で資格取得において成果が現れている。いずれも設置から間もない状況にあるので、今後設置校の進学・就職状況や生徒のニーズ、社会環境の変化などを分析しながら、教育内容の充実を図る。

(ケ)その他の学科

福祉科や芸術科、体育科など、本県未設置の専門学科については、中学生の志望動向や高等学校卒業後の進路状況などを詳細に分析しながら、コースを含めた設置の可否について、今後も引き続き検討することとする。

(i)福祉科

現在、福祉教育に関しては、家庭科、農業高等学校の生活科学科や生活福祉科、総合学科の福祉系列において介護福祉士の国家試験受験資格や訪問介護員の資格取得を進めているが、既設学科の福祉教育の在り方については、国の動きを注視しながら検討していく。

また、「社会福祉士及び介護福祉士法」が平成19年に改正されたことに伴い、教育内容の高度化や指定基準の引き上げなど介護福祉士養成課程の見直しが行われている。これに対応する新たな学科やコースの設置については、国の施策や大学・専門学校を含めた養成機関の今後の動き、雇用情勢などを見極めながら慎重に検討する。

(ii)芸術科、体育科

芸術科、体育科については、専門性を生かした進路希望の実現が難しいことや、指導にあたる専門教員の確保、生徒募集において課題がある。現在、芸術や体育に関する教育は、普通科や総合学科の中で一定の成果を上げており、専門学科としての導入については慎重に検討する必要がある。

③ 総合学科

総合学科は、普通教科から専門教科まで多様な教科・科目を開設し、生徒の進路希望に応じて自ら科目が選択できる主体的な学習への取り組みが可能なシステムである。

設置校では、改編前に比べて生徒の目的意識や学習意欲の向上が顕著であり、教育活動や学校全体が活性化されている。とりわけ、中途退学者数の減少や進学率の向上などで大きな成果を上げている。

今後は、生徒の学習ニーズや進路状況を分析しながら、系列の見直しなど各校の特色づくりや教育内容の改善に取り組む。また、生徒の進路実現を一層図るために、総合学科の特色を生かしながら、キャリア教育の更なる充実と組織的な校内指導体制の改善を図る。

さらに、中学生や保護者にとって総合学科の教育内容や成果が理解しにくいという課題があるので、総合学科の仕組みや魅力をわかりやすく周知・広報していくこととする。

総合学科は既に吉岐・対馬学区を除く全通学区域に合わせて8校設置されており、これ以上の設置拡大は慎重に検討する。

第三章 県立高等学校の再編整備

1 今後の全日制高等学校の再編整備の進め方

(1) 基本的な考え方

本県の中学校卒業生数は、第一期基本方針の計画期間（平成13年～22年）に約5,300人が減少する見込みであり、更に今後も減少傾向は続き、第二期基本方針の計画期間（平成22年～32年）には約3,000人が減少すると予想されている。合わせて20年間で約8,300人の減少となり、この数字は、1学年8学級（320人）規模の学校の26校分に相当するものである。

こうした大幅な生徒減少期に当たり、既存の学校数を維持したままで学級減のみの対応をとり続けた場合、全県的に学校規模が縮小することになる。これにより、各学校の教員配置数が減少し、教科・科目の開設に制限が加わり多様な学習要望や進路希望に対応できにくくなる。また、学校行事や部活動の面でも魅力的で活力ある教育が行いにくい状況になることなど高等学校教育の質的低下につながるものが懸念された。そのため、第一期基本方針のもとで小規模高等学校の統廃合を含む再編整備を進めてきた。

今後もこの傾向が続くことから、学級減のみの対応には限界があり、

- ① 今後の中学校卒業生数の推移や高等学校への入学動向
- ② 交通事情や地理的条件、産業構造等の地域の実情
- ③ 各学校が担っている教育的役割や、生徒・保護者・地域から求められる期待
- ④ 全県的な視点からの学校・学科の適正配置

などの観点を総合的かつ多角的に勘案したうえで、複数の学校を統合するなどして適正な学校規模に近づけることとし、対象校や実施時期、学校の形態などを含め、今後具体的な計画を策定し再編整備を図ることとする。

(2) 第二期基本方針での進め方

今後も望ましい教育環境の面から再編整備を進めることとするが、本県の地理的条件を踏まえ、地域における高等学校教育の機会を確保する観点から、生徒の通学環境など地域の実態に配慮していく必要がある。

このため、通学上の不便さを抱える地域における高等学校の再編整備に当たっては、学校の機能と教育水準の維持を図りながら、小規模校をできるだけ維持していく方向で検討していくものとする。

2 学校規模の適正化

(1) 基本的な考え方

第一期基本方針の「学校規模の適正化」の考え方を引き継ぎ、

- ① 生徒の進路希望等に応じた多様な教科・科目の設定など選択幅の広い教育課程の編成
- ② 学校行事や特別活動などの効果的な実施・展開
- ③ 生徒同士の切磋琢磨や社会性の育成に十分な集団規模
- ④ 適正な学校運営の展開

などの観点から、学校規模の適正化を図り教育効果を高めることとする。

(2) 適正な学校規模の基準

第一期基本方針の「適正な学校規模の基準」の一部を見直し、県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は次のとおりとし、今後、該当する学校については、原則として再編による学校規模の適正化を図る。

- ① 全日制高等学校の適正な規模は、基本的には、1学年4学級～8学級（160～320人）を標準とする。
- ② 適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を1学級下回る又は1学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱うものとする。
- ③ 一島一高等学校の場合及びそれに準じる通学上の不便さを抱える地域の高等学校の場合には、1学年1学級の学校として存続することも検討する。

3 学校の適正な配置

(1) 基本的な考え方

第一期基本方針の「学校の適正な配置」の考え方を引き継ぎ、県立高等学校の適正な配置については、前記の望ましい学校規模を念頭に置きながら、今後の中学校卒業生数の推移や高等学校への入学動向、交通事情など地理的条件及び産業構造等の地域の実情、学科の適正な配置などの観点を十分に考慮しながら、全県的視点に立った学校の適正な配置を行い、学校の機能と教育水準の維持向上を図ることとする。

(2) 適正配置の基準

第一期基本方針の「適正配置の基準」の一部を見直し、県立全日制高等学校の適正な配置の基準は次のとおりとし、今後、該当する学校については、募集停止及び統廃合などの再編整備を行う。

- ① 1学年3学級以下の学校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の3分の2未満の場合、原則として統廃合（募集停止も含む）を検討する。
- ② ①において、一島一高等学校に準じる通学上の不便さを抱える地域の高等学校については、次の(3)又は(4)に定める要件を満たす場合は、特例として連携型中高一貫教育、又はキャンパス校の導入を検討する。

- ③ 次の(3)連携型中高一貫教育又は(4)キャンパス校を導入した学校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の2分の1未満の場合、統廃合（募集停止も含む）を検討する。
- ④ 同一市町又は近隣の市町に所在する二の学校において、1学年の学級数が2校合わせて標準規模学級（4学級～8学級）になる場合、効果的な教育機能を確保する観点から統合を検討する。
- ⑤ 今後の再編整備を進める際に、特色ある学校づくりを図るため新たな教育内容・方法等の導入が必要とされる場合、同一市町又は近隣の市町に所在する二以上の学校の統合を検討する。
- ⑥ 一島一高等学校における連携型小中高一貫教育を導入した高等学校については、当分の間本校として維持することとし、将来の生徒数の状況によっては再編の在り方を検討する。

《備考》1学級の定員は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第6条に規定する「1学級の生徒の数」とし、現行は40人であるが法律改正等の変更があった場合はその基準に従う。

(3) 新たな連携型中高一貫教育の導入要件

一島一高等学校に準じる通学上の不便さを抱える地域における連携型中高一貫教育の導入要件は次のとおりとし、これらをすべて満たす場合とする。

- ① 当該高等学校と連携する中学校が2校以内であり、当該高等学校と連携する中学校との距離が6km程度内であること。
- ② 当該高等学校の入学者が導入後一定期間2学級以上見込まれること。
- ③ 連携する中学校から当該高等学校への入学者が3分の2以上あり、当該高等学校の入学者の4分の3以上を連携中学校の卒業生が占めていること。
- ④ 当該高等学校や連携する中学校が所在する市町及び市町教育委員会が連携型中高一貫教育の導入を希望するとともに、中高一貫教育に協力できる態勢にあること。

(4) キャンパス校の導入要件

キャンパス校は地域内の近隣の高等学校を本校とし、教育水準を維持していくため、本校と合同の学校行事や教員の乗り入れ授業など連携した教育を行うものである。

一島一高等学校に準じる通学上の不便さを抱える地域におけるキャンパス校の導入要件は次のとおりとする。

なお、全学年が1学級規模となる段階で、キャンパス校へ移行するものとする。

- ① 1学年2学級の学校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が1学級定員以下となること。

(5) 一定規模以上の高等学校の維持

学校規模による教育活動の活性化を図る観点から、募集定員を検討する中で1学年6学級以上の学校規模の維持にも配慮する。

4 再編整備の進め方

(1) 基本的な考え方

第一期基本方針に基づき第2次、第4次実施計画によって11校の再編整備を進めてきたが、該当地域における中学生の進路選択に大きな影響が生じないよう様々な角度からその対応を検討し、具体的な施策を講じてきた。

今後再編整備を進めるに当たっては、生徒・保護者の入学者選抜に対する不安や新たな通学費等の負担を軽減するため条件整備を図ることとする。

(2) 再編整備において配慮すべき事項

① 再編整備に伴う条件整備の推進

スクールバス運行などの通学支援策、地域における募集定員枠の確保や受け入れ高等学校における教育内容の多様化・特色化など再編整備に伴う諸条件の整備に努める。

② 再編整備計画の公表から募集停止にかかる一定期間の設定

中学生の進路選択に混乱を来さないよう、実施計画の公表から募集停止まで1年以上の期間をおく。

③ 地元市町との連携

再編整備の必要性や地域の高等学校の状況について、適切な情報提供に努めるとともに、市町及び教育委員会との連携に努める。

5 定時制・通信制課程の再編整備

(1) 基本的な考え方

現在の定時制・通信制課程においては、社会の変化に伴い勤労青少年だけでなく、多様な入学動機を有する生徒が学んでいる。入学者数は一時減少したが、近年はほぼ一定水準を維持している。

こうしたことから、主に経済的事情を抱え働きながら学ぼうとする勤労青少年や、社会的な自立を目指して高等学校教育を求める青少年に対して、あるいは就業時間や交通事情等により通学が困難な社会人等に対して高等学校教育を受ける機会を保障する観点から、今後も、定時制・通信制課程における教育機能の充実を図ることとする。

なお、通信制課程においてはIT技術を用いた学習支援の研究など教育態勢の整備に努めることとする。

(2) 適正配置の基準

第一期基本方針の「適正配置の基準」を継続することとし、県立高等学校定時制課程における統廃合等の基準は、次のとおりとする。

2年続けて、5月1日現在の第一学年（専門学科にあっては小学科別）の在籍者が10人未満の場合には、統廃合（募集停止を含む）を検討する。ただし、その際には通信制課程等で学習の機会が保障されるよう配慮する。

【関連資料】

「第一期長崎県立高等学校改革基本方針」と「第二期基本方針」の関係対照図

第一期長崎県立高等学校改革基本方針

【計画期間：平成13～22年度（平成13年2月20日策定）】

今後の県立高等学校改革の基本的な考え方

《高校教育改革の柱》

- ◎ 社会の変化等に対応した教育内容の充実と特色ある学校づくり
- ◎ 幅広い選択肢と柔軟なシステムを備えた高等学校づくり
- ◎ 全県的視野に立った学校・学科の再編整備と適正配置による高等学校づくり

社会の変化等に対応した教育内容の充実

- 話せる英語教育の推進……高校卒業時までに日常的な英会話能力を育成。高校12校のモデル校方式(小学校21、中学校12を別途指定)での英会話能力育成
- 情報教育の推進……今後の情報教育推進のための「4つの基本指針」に基づくハード整備の進め方や教員の指導力を高める研修の推進
- 学科・システムの改編……時代が求める有為な人材育成のための普通科及び専門学科の教育内容の充実や、教育課程の弾力化や二学期制等の導入推進
- 特色ある教育活動の推進……時代の変化に対応した教育方針・経営方針の再構築と、学校評議員制度の活用による開かれた特色ある学校づくりの推進

主体的な選択を促す制度の創設・改善

- 離島留学制度の実施……島ならではの特色ある教科・科目の開設等による、積極的な目的意識をもった島外高校生の受け入れ制度の創設
- 中高一貫教育の推進……6年間を通した一貫指導による能力の伸長や、新たな学校選択を可能とする中高一貫教育の全県的視野からの導入の検討
- 通学区域の見直し……中学生の主体的な学校選択の拡大(1時間程度の通学範囲を基準に居住地域ごと設定)と、選択される高校づくりの推進
- 総合選抜制度の見直し……中学生の自由な学校選択の保障。各校が特色ある教育方針づくりなどを早期に確立し、制度廃止の方向で抜本的に見直し

県立高等学校の再編整備

- 今後の再編整備の進め方……生徒減少や時代の進展に対応した新しい教育を推進するための全県的視野に立った再編整備と適正配置の推進
- 学校規模の適正化……学校規模の適正化による教育効果の向上と学校活性化の推進(適正な規模＝1学年4～8学級を標準規模とする)
- 学校の適正な配置……離島に所在する一島一町一高校及びそれに準じる通学上の不便さを抱える地域の高校の場合、1学年1学級の学校としての存続もやむを得ない
- 全日制各学科の再編整備……適正配置により具体的な適正配置基準の設定(統廃合や再編などによる)
- 定時・通信制の再編整備……時代の進展や新学習指導要領に対応する学科の再編整備の推進
- 福祉科・情報科などの設置検討や総合学科の第二期展開の推進
- 生徒の多様化に対応した単位制の採用や教育課程の弾力化など柔軟な教育システムの導入推進

第二期長崎県立高等学校改革基本方針

【計画期間：平成23～32年度（平成21年3月策定）】

制度・システムの改編等

□ 第一期基本方針のもとで改革を進めた制度・システムについて、必要な見直しを行いながら、充実・発展させる。

普通科の特色あるコース……○中学生の進学動向等を検証しながら、既存のコース・類系の改編などについては柔軟に対応

専門学科……○「工業に関する学科」の募集定員はできるだけ維持
○福祉教育に関しては、国の動きを注視しながら、県立高校における今後の在り方を検討

総合学科……○系列の見直しなど各校の特色づくりや教育内容を改善
○総合学科の仕組みや魅力をわかりやすく周知・広報
○今後の設置拡充については慎重に検討

離島留学制度……○進路実績や活動実績などによる広報活動の強化
○離島留学特別選抜の検査方法を改善

連携型中高一貫教育……○中学生の学習意欲の向上が図られるよう入学選抜を改善
○特区認定を基にした特色ある教育課程の充実

併設型中高一貫教育……○新たに県央地区の諫早高校に県立中学校を設置
○更なる設置拡充については、教育成果や設置要件を踏まえ慎重に検討

通学区域拡大……○本県の地理的な条件や交通手段の整備状況などから現状維持

県立高等学校の再編整備

□ 第一期基本方針の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方は継承しながら、通学上の不便さを抱える地域の高校の再編に当たっては、小規模校をできるだけ維持していく方向で検討する。

学校規模の適正化……○第一期基本方針を継承し、適正な規模＝1学年4～8学級を標準
○一島一高校及びそれに準じる通学上の不便さを抱える地域の高校の場合は、1学年1学級の学校としての存続も検討

学校の適正な配置……○基本的には、第一期基本方針の「適正配置の基準」を継承
○一島一高校に準じる通学上の不便さを抱える地域の高校で一定の要件を満たす場合は、特例として連携型中高一貫教育又はキャンパス校の導入を検討。なお、導入後、生徒数が更に減少し、2年続けて、5月1日現在の第一学年在籍者が20人未満の場合、統廃合を検討

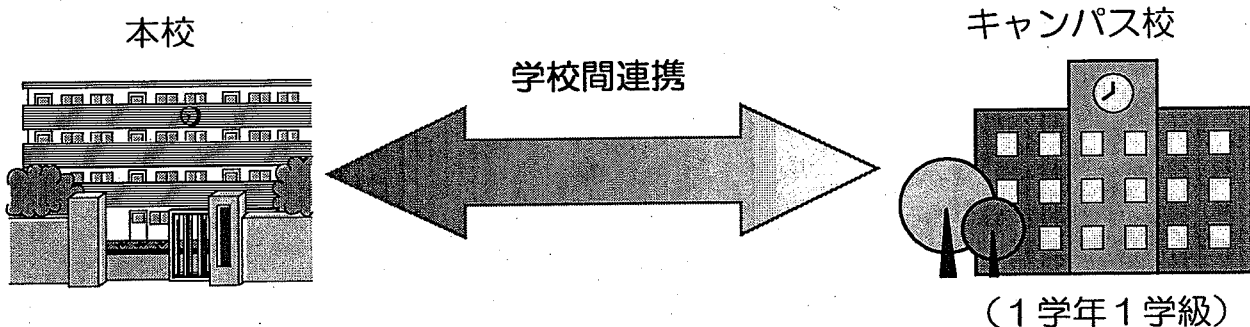
○一島一高校の連携型小中高一貫教育導入校は、当分の間本校として維持し、将来の生徒数の状況によっては再編の在り方を検討

○1学年6学級以上の規模を有する高校は、学校規模の維持について配慮

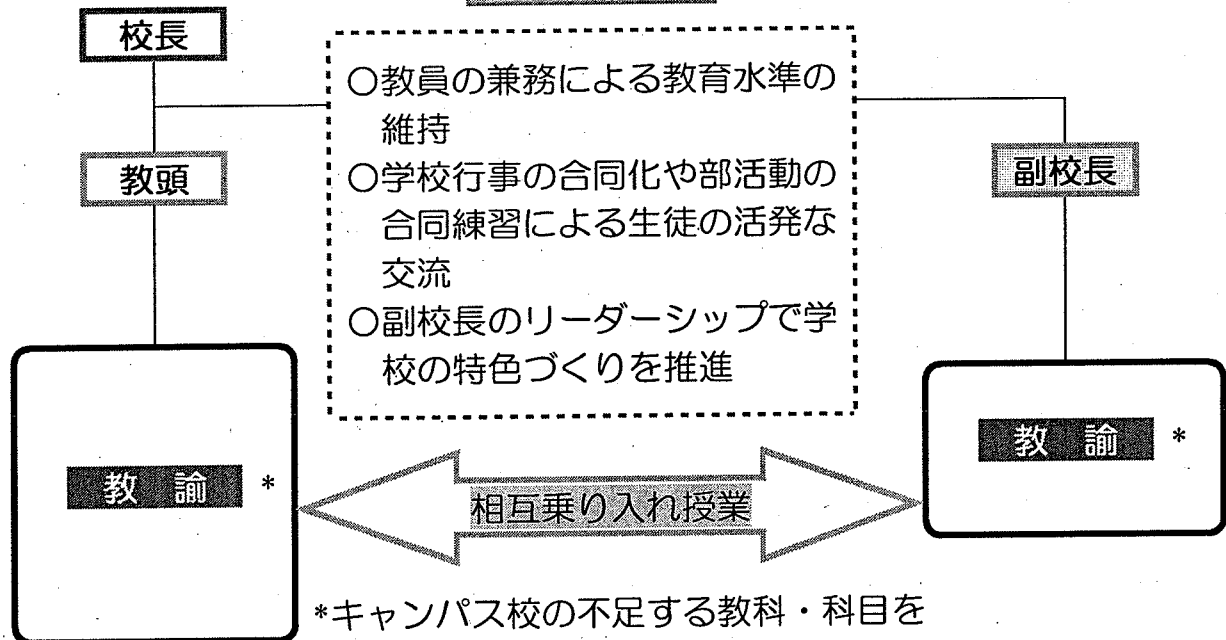
キャンパス校のイメージ図

キャンパス校＝小規模校の課題を緩和する本県独自の試み

◎教育水準の維持や生徒同士が切磋琢磨可能な教育環境の提供



期待される効果



*キャンパス校の不足する教科・科目を本校から出張授業により補うことが可能となり、逆の場合も可能である。